

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月に会社Aに採用され、パチンコ店内飲料部門等の管理業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日に配置換えとなり、ホテルの支配人業務を行っていた。

請求人は、同月〇日、午前11時頃自宅において、激しい頭痛の症状が現れて、B病院に救急搬送され「アテローム血栓性脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、更に当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決（以下「前裁決」という。）をした。

(2) 請求人は、上記の後続請求として、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間の休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、上記各処分と同様の理由によりこれらを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分

を不服として審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付でこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件は、前裁決に次ぐ後続請求であり、主張内容も同一であって、新たな事実についての主張や資料等の提出もないことから、当審査会の本件に対する判断の変更の必要は認められないものと判断する。

3 以上のおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。